

公布された規則のあらまし

◇静岡空港の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

国際民間航空条約の附属書14の改正により、舗装強度の公示方法が変更されたことに伴い、必要な改正を行いました。（様式第1号～様式第3号、様式第20号関係）

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとしました。

◇静岡県動物愛護センターの設置及び管理に関する条例施行規則

1 制定の理由

静岡県動物愛護センターの設置及び管理に関する条例の制定に伴い、条例の施行に関し必要な事項を定めました。

2 内容

(1) 指定管理者の指定の申請書等について定めました。（第2条、別記様式関係）

(2) 指定管理者の事業報告書の記載事項について定めました。（第3条関係）

(3) その他必要な事項について定めました。

3 施行期日

この規則は、静岡県動物愛護センターの設置及び管理に関する条例の施行の日から施行することとしました。

◇特定都市河川浸水被害対策法施行細則

1 制定の理由

特定都市河川浸水被害対策法等の施行に関し必要な事項を定めるため、規則を制定しました。

2 内容

(1) 計画説明書について定めました。（第2条関係）

(2) 雨水浸透阻害行為協議書の添付図書について定めました。（第3条関係）

(3) 雨水浸透阻害行為の変更の許可の申請書等について定めました。（第4条関係）

(4) 雨水浸透阻害行為に関する工事の着手の届出に係る届出書について定めました。（第5条関係）

(5) 雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書の添付図書について定めました。（第6条関係）

(6) 雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書の添付図書について定めました。（第7条関係）

(7) 検査済証の交付について定めました。（第8条関係）

(8) 標識の様式について定めました。（第9条関係）

(9) 身分証明書について定めました。（第10条関係）

(10) 書類の提出部数について定めました。（第11条関係）

3 施行期日

この規則は、令和7年3月31日から施行することとしました。